

J R 四国労組ニュース

平成29年2月22日（No14／1）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／幸 大

春闘・夏季手当交渉開始！

本部は、本日、申第13号「平成29年4月1日以降の賃金引き上げについて」及び申第14号「労働時間の短縮及び制度改善」の申し入れに伴う団体交渉を開催し、組合側の要求実現に向け主旨説明を行うとともに、申第15号「平成29年度夏季手当の要求」及び申第16号「平成29年度準組合員（エキスパート社員）の夏季一時金の要求」並びに申第17号「平成29年度準組合員（契約社員）の夏季一時金の要求」についても主旨説明を行った。

また「36協定」に関しては、「引き続き時間外労働の削減に努めていきたい」との会社側の考え方が示された。

【申第13号 「平成29年4月1日以降の賃金引き上げ」について】

- 1 平成29年4月1日以降の基準内賃金を、組合員（社員）一人当たり、純ベアとして3,000円引き上げられたい。
- 2 新賃金の配分については、原資確定後、別途配分要求に基づいて解決を図られたい。
- 3 回答指定日については、別途申し入れる。

【申第14号 「労働時間の短縮及び制度改善」について】

- 1 労働時間を短縮されたい。
- 2 当面、年間休日を120日とされたい。
- 3 36条協定における時間外労働時間を年間150時間以内とするとともに、月45時間を超えた場合の割増率を100分の200とされたい。
- 4 超過勤務手当、夜勤手当及び祝日勤務手当を増額されたい。
 - (1) B単価 100分の150
 - (2) C単価 100分の50
 - (3) F単価 100分の200
- 5 満55歳以降の基本給支給率を改善されたい。あわせてその適用は55歳に達する年度の翌年度からとされたい。
- 6 第二基本給を縮小されたい。
- 7 次の各項を有給休暇とされたい。
 - (1) 厚生労働省、医師などの指導により、隔離の状態となった場合
 - (2) 国及び公共団体等が行うボランティア活動に従事する場合
 - (3) 勤続20年に達した組合員がリフレッシュのための休暇を取得する場合
 - (4) 配偶者の出産又は出産に伴う入退院に付き添う場合
 - (5) 看護休暇及び介護休暇

J R 四国労組ニュース

平成29年2月22日（No14/2）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／幸 大

- 8 無給の休暇に「SASで治療する場合」を追加されたい。
- 9 半休の付与日数の上限を拡大されたい。
- 10 人間ドックで要再検査となった場合の必要な日も対象とするなど、保存休暇の使用範囲を拡大されたい。
- 11 賃金控除に関する協定に定める準組合員（契約社員及び定年退職再雇用契約社員）の賃金控除項目は、組合員（社員）と同一とされたい。
- 12 育児・介護休職取得時における昇給の取り扱いを改善されたい。
- 13 看護休暇及び育児短時間勤務制度の適用条件である子の年齢条件を引き上げられたい。
- 14 準組合員（エキスパート社員）の多様な勤務制度を新設されたい。
- 15 準組合員（契約社員）の生理・結婚の有給休暇を新設されたい。
- 16 改正労働契約法に基づく、無期労働契約への転換制度について、考え方を明らかにされたい。

【 申第15号 「平成29年度夏季手当の要求」について 】

- 1 要求額 基準内賃金の2.3ヵ月分
- 2 加算額 夏季手当における基準日において、55歳以上の組合員に対して30,000円加算されたい。
- 3 支払日 平成29年7月7日（金）

【 申第16号 「準組合員（エキスパート社員）の夏季一時金の要求」について 】

- 1 要求額 基本賃金及び高年齢調整手当の合計額に2.7を乗じた額とされたい。
- 2 加算金 準組合員（エキスパート社員）に対して10,000円加算されたい。
- 3 支払日 平成29年7月7日（金）

【 申第17号 「準組合員（契約社員）の夏季一時金の要求」について 】

- 1 準組合員（パートナー社員、月給・日給適用者）の要求額

(1) 基準額

調査期間内の勤務日数	四国地区	大阪地区	列車乗務員	アテンダント	客室乗務員
65日以上120日未満	79,000円	98,000円	88,000円	88,000円	82,000円
120日以上	158,000円	196,000円	176,000円	176,000円	164,000円

(2) 加算額

基準額該当者で契約更新が3回以上ある者には10,000円加算されたい。

- 2 支払日 平成29年7月7日（金）

J R 四国労組ニュース

平成29年2月22日（No14/3）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／幸 大

● 組合側（主旨説明）

- ◆日本経済は、一部に改善の遅れも見られるが、緩やかな回復基調が続いていると言われており、昨年の春闘においては多くの産業・企業においてベアを獲得し、JR他社においても、JR東日本、JR東海、JR西日本、JR九州ではベアを獲得した。このような状況の中、今春闘における組合員のベースアップに対する期待は大きい。
- ◆組合としては、年収ベースではなく、月例賃金にこだわった春闘と考えていることから、定期昇給は絶対条件にベースアップ実施について誠意ある回答を要請する。
- ◆JR四国を取り巻く環境は、他交通機関との競争激化により、依然として厳しい状況にあるが、中間決算では5期連続の黒字決算となった。また、中間決算における鉄道運輸収入は対前年を1億円上回る119億円確保した。また、直近の純収入も前年を上回る水準で堅調に推移し、今年度の業績についても事業計画を達成できる見通しとなっている。これは、全組合員による「安全安定輸送」の継続、増収活動及び経費節減施策並びに事業計画の共有の結果である。
- ◆鉄道運輸収入目標額達成に向け組織の総力を挙げて「四国再発見」増収キャンペーンに取り組んできた。
- ◆今年3月に期限切れとなる税制特例措置の恒久化・延長に向け、組合としても総力を挙げて取り組んだ結果、5年間の延長が閣議決定されるなど、JR四国の経営安定化のため、各種政策課題解決に向け取り組んできた。
- ◆諸制度の改善については未解決事項が多くあり、組合員の勤労意欲の高揚を図るためにも、労働時間の短縮及び諸制度について改善を図るべきである。
- ◆エキスパート社員のモチベーションの維持・向上のためにも、会社は引き続き働きたいと思えるような賃金体系・制度を整えるべきである。
- ◆夏季手当については、可処分所得の目減りが続くなか、組合員の生活は益々厳しくなり、夏季手当が生活費に占める割合が大きくなっていることから、強い期待感がある。

等、JR四国労組のこれまでの取り組みを最大限評価し、賃金改善及び制度改善並びに夏季手当に反映するよう強く要請した。

◎ 会社側

会社の体力、世間の動向、貴側の要求主旨等を勘案し、鋭意検討したい。

J R 四国労組ニュース

平成29年2月22日(No.14/4)

発行責任者/中濱 斉

編集責任者/幸 大

【36協定について】

◎ 会社側

平成28年度の時間外労働実績をもとに検討を行った。平成29年1月末現在で約390人が年間150時間を超える時間外労働が発生している。なお、過去3年間においても平成27年度は約550人、平成26年度及び平成25年度は約520人という人数が該当していることから、現行程度の時間外労働は業務遂行上必要不可欠と考えている。なお、会社としては、引き続き時間外労働の削減に努めていきたい。なお、月45時間を超えた場合の割増率を改定する考えはない。

【組合】平成28年度の時間外労働実績で360時間を超えている社員はどれくらいいるのか。

【会社】平成29年1月末実績で、工務系社員を中心に19名である。

【組合】支援措置により、工務系統では業務量が増加している。これまでも工事の平準化や業務内容の見直し等を訴えてきたが、二度と「36協定」違反が発生しないよう取り組みを要請する。また、特定の社員に業務が偏ることのないよう対応を要請する。

【会社】過去の「36協定」違反については、会社としても真摯に受け止め、二度と発生することのないよう取り組んでいる。工事の平準化については、前倒しで予算措置を行うなど対策を講じるとともに、業務の割り振りにより特定の社員に業務が偏ることのないよう取り組む。

団体交渉終了後、業務対策委員会を開催し、引き続き交渉強化を図ることを確認した。

なお、「36協定」については、会社に対し引き続き時間外労働の削減に向け取り組むことを要請し、本日16時に妥結した。

J R 四国労組ニュース

平成29年2月22日(No14/5)

発行責任者/中濱 齊

編集責任者/幸 大

交渉継続！

「エキスパート社員の勤務及び賃金制度の一部改正」

本部は、1月30日に会社から「エキスパート社員の勤務及び賃金制度の一部改正」について提案を受けて以降、定期本部委員会等での意見を踏まえ、申第21号「エキスパート社員の勤務及び賃金制度の一部改正の具体要求項目」について会社に申し入れ、本日、第2回目の団体交渉を行った。

【申第21号 「エキスパート社員の勤務及び賃金制度の一部改正」の 具体要求項目の申し入れについて】

1 賃金

(1) 高年齢調整手当

- ① 昭和34年4月2日生まれ以降の者にも適用されたい。
- ② 高年齢調整手当を増額されたい。

(2) 職務手当

動力車乗務員の職にある者にも支給されたい。

(3) 慰労金制度

- ① 支給額を一律にされたい。
- ② 65歳に達する日の属する月より前に雇用契約終了となるエキスパート組合員にも支給されたい。
- ③ 平成29年4月以前に雇用契約終了となった(平成29年3月を含む)エキスパート組合員にも支給されたい。
- ④ 支給額を増額されたい。

2 勤務(技師)

- ① 全ての系統・職種において設置されたい。
- ② 会社が指定した者ではなく、本人の選択制とされたい。

<主な交渉内容>

「高年齢調整手当」について

【組合】平成34年4月2日生まれ以降の者についても適用すべきである。

【会社】今回の措置についても、これまで実施してきた特例措置と同様に当面の特例措置を実施したい。その後の昭和34年4月2日以降に生まれた者については、会社の経営体力等を見極めながらその都度判断することとなる。

【組合】繰り返し訴えているが増額すべきである。

【会社】当初の導入段階において、5千円を1万円に引き上げた経緯もあり、それにより概ね年収300万円を確保している。また、厳しい経営環境から増額は考えていない。

J R 四国労組ニュース

平成29年2月22日(No.14/6終)

発行責任者/中濱 斉

編集責任者/幸 大

「職務手当」について

- 【組合】職務手当は本来その職にある者に支給すべきであり、現職の動力車乗務員に支給されている職務手当をエキスパートの動力車乗務員にも支給すべきである。
- 【会社】特殊勤務手当の支給額を改定することにより、動力車乗務員については他の職種と比較して特殊勤務手当の改善幅が大きいことから対象外とした。
- 【組合】特殊勤務手当は勤務の特殊性により支給されているものであり、職務手当と特殊勤務手当は切り離して考えるべきである。
- 【会社】貴側の主張は一定程度理解するが、現時点において提案内容を変更する考えはない。
- 【組合】出向組合員は職務手当支給の対象となるのか。
- 【会社】出向組合員に対しては現行資格手当を支給しており、JR本体の職務手当との間に乖離が生じた場合は、出向先の業務内容を検討し資格手当の見直しを含め考えたい。

「慰労金」について

- 【組合】職制によって差が生じることから、不平等感是正のためにも全員一律に支給すべきである。
- 【会社】基準額により個々で差が生じるが、慰労金でメリハリを付け定着化を図りたいと考える。
- 【組合】65歳までに雇用契約終了となる方への支給は考えていないのか。
- 【会社】65歳まで勤労意欲を持って継続就業していただきたいという考えから、65歳に達する日の属する月より前に雇用契約終了となった者に支給する考えはない。
- 【組合】65歳まで継続就業していただきたいという考え方は理解するが、やむを得ず65歳に達する日の属する月より前に雇用契約終了となったエキスパート組合員にも支給すべきである。
- 【会社】理由を絞ることにより不平等な取り扱いとなる恐れがあるため、65歳に達する日の属する月より前に雇用契約終了となった者に支給する考えはない。
- 【組合】係数の見直し及び増額を図るべきである。
- 【会社】支給額については、JR他社の導入事例を参考に算出しており、会社の体力を考えると現時点においては係数の見直し及び増額する考えはない。

「技師」について

- 【組合】全ての系統・職種に設置するとともに、管理者からだけでなく現行主任職にあるエキスパート組合員の方も対象とし、技術継承を図るべきである。
- 【会社】主任よりも技術を持っている管理者をターゲットとし、技術職場において設置したいという考えから、全ての系統・職種に設置する考えはない。

団体交渉終了後、業務対策委員会を開催し、今後、具体解明要求の申し入れに対する会社の考え方を確認するとともに、各県協において開催される春闘討論集会等での議論を踏まえ、交渉を強化することを確認した。

以上